



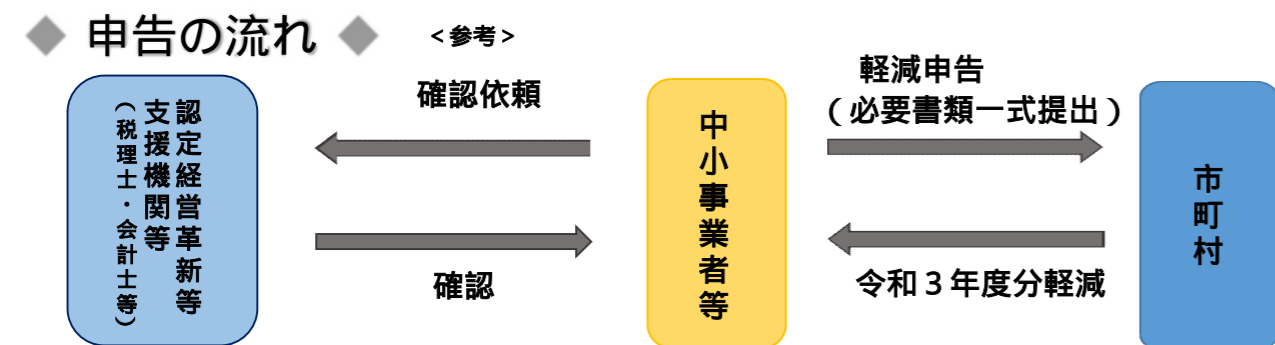
秋が深まり冬がそこまでやって来ているような寒い日もありますが、時折恵まれる穏やかな小春日和のお天気の日にはしっかり身体を動かして冬支度をしたいですね。また実りの秋ですから、旬の食材を楽しみながら適度な運動を心掛けて心とからだの健康維持にも努めたいと思います。

またこの時期、税務署より封筒がお手元に届いているかと思えます。年末調整関係書類一式ですので、こちらもお早めにご準備をお願いいたします。

## 今月のテーマ：固定資産税・都市計画税の軽減措置について

今年流行した新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境に直面している中小事業者等（個人・法人）に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の2分の1又は全額が軽減されます。ただし、土地にかかる固定資産税は対象になりません。ここで概要をお知らせ致しますが、詳しい内容は、中小企業庁ホームページをご覧ください。

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1



**<軽減対象>**  
・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税

**<適用要件>**  
本軽減制度の申請にあたっては、認定経営革新等支援機関等に次の事項について、事前に確認を受ける必要があります。

- |  |  |
|--|--|
| <p>中小事業者（個人、法人）であること</p> <p>個人については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常時使用する従業員数が1,000人以下であること</li> <li>2. 性風俗関連特殊営業を行っていないこと</li> </ol> <p>以上を申告書の誓約事項で確認。</p> | <p>法人については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資本金が1億円以下であることなど</li> <li>2. 大企業の子会社でないこと</li> <li>3. 性風俗関連特殊営業を行っていないこと</li> </ol> <p>以上を申告書の誓約事項で確認。</p> |
|--|--|

**事業収入の減少**  
会計帳簿等で、2020年2月～10月までの任意の連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて減少していることを確認。

**<特例対象資産の確認>**  
特例対象資産とは、償却資産、事業用家屋（非居住用家屋であって、一般的には工場などの事業用の建屋等）のこと。

- ・特例対象家屋（個人）の居住用・事業用割合  
～ 青色申告決算書・収支内訳書等で、特例対象家屋の居住用・事業用割合を確認。

**<申請手順>**  
特例申告書に必要な事項を記入、必要書類を添付の上、認定経営革新等支援機関等に確認を依頼してください。認定経営革新等支援機関等が特例申告書の内容に誤りがないか確認し、裏面の確認欄に記名・押印します。

## 認定経営革新等支援機関等とは

中小企業等経営強化法の認定を受けた機関で、その他認定を受けていない税理士、農業協同組合、漁業協同組合、生活衛生同業組合なども含まれます。三宅税理士法人は、認定経営革新等支援機関等として登録しています。

## 依頼の際に添付する書類

認定経営革新等支援機関等に依頼する際は、確認に必要なため、特例申告書のほか、次の書類も添付が必要です。

- ・令和2年度固定資産税（土地・家屋）課税明細書（もしくは名寄帳）
- ・令和2年分の対象とする月の売上台帳の写し

### <個人事業主の場合>

- 上記に加えて、
- 【青色申告者】・平成31年（令和元年）分の所得税青色申告決算書の写し
  - 【白色申告者】・平成31年（令和元年）分の対象とする月の売上台帳の写し

### <法人の場合>

- 上記に加えて、
- ・法人事業概況説明書（比較対象となる前年の月別売上高が記載のもの）の写し

### <不動産賃貸業を営む事業者>

対象となるのは、家賃の支払いを猶予や減額したことにより事業収入が減少した場合に限ります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により賃料支払いを猶予（減額）したことを証する書類

**該当するお客様は、令和2年12月10日頃までにお気軽に弊社までご相談ください。**

## 申告時期・提出書類

**申告時期：**令和3年1月4日（月）から令和3年2月1日（月）まで  
償却資産を所有している方は償却資産申告書と併せて提出。

**提出書類：**特例申告書（認定経営革新等支援機関等が確認した証明があるもの）  
償却資産を所有している方には、市町村より申告書の送付時（12月）に同封される予定です。

### 収入減を証する書類

### 特例対象資産一覧（事業用家屋がある場合）

事業用家屋は、居宅の一部を事業用として使用している場合はその事業専用割合に応じて適用となります。ただし、居宅として住宅用地の特例措置により固定資産税等の税額が軽減されている場合は、記載された事業専用割合によっては、税額が変更となる場合があります。

### 賃料支払いを猶予（減額）したことを証する書類

不動産賃貸業を営む事業者で家賃の支払いを猶予や減額したことにより事業収入が減少した場合、



## < Visionのご案内 >

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision  
今月の開催日は11月12日（木）です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
11月12日（木）	9・10・11・12月決算法人様	11月6日（金）
12月10日（木）	10・11・12・1月決算法人様	12月4日（金）
1月21日（木）	11・12・1・2月決算法人様	1月8日（金）

安心してご参加いただくために、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

## < 11月のカレンダー >

10	火	*10月分源泉所得税・住民税の納付期限
12	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
16	月	*所得税予定納税減額申請期限
30	月	*9月決算法人の確定申告・納付期限
		*3月決算法人の中間申告・納付期限
		*個人事業税・所得税 第2期の納付期限(岡山県の場合)
		*消費税（4期）の納付期限（消費税の年税額400万円超の6・12月決算法人）



当社は赤い羽根共同募金  
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

## <お知らせ>

令和2年12月1日(火)は社内清掃のためお休みを頂きます。ご迷惑をお掛け致しますが宜しくお願い致します。